

第3章 防災組織

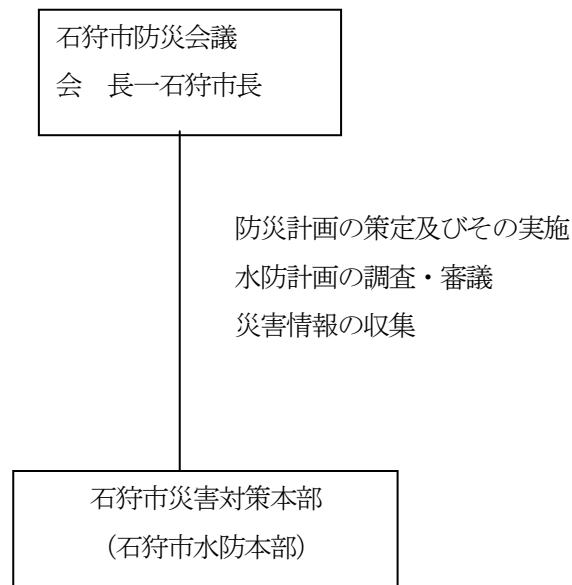
災害の予防、応急対策、復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 組織計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における災害応急対策を実施するための組織及び編成に関する計画である。

なお、当市には防災行政を円滑に運営するための組織として、基本法に基づく石狩市防災会議があり、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には石狩市災害対策本部又は石狩市水防本部を設置して応急活動等を実施する。

その系統は下図のとおりである。



1 石狩市防災会議

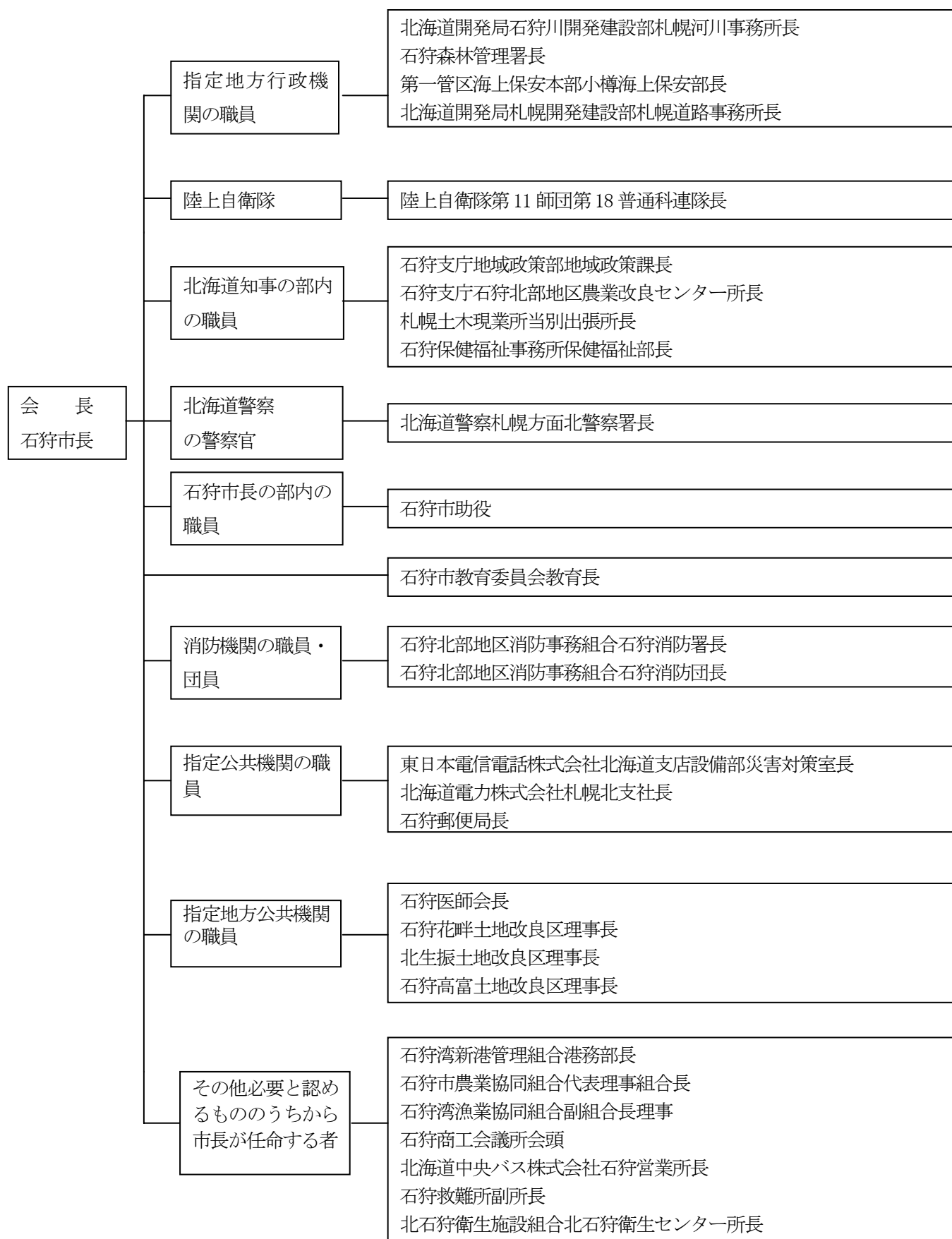
(1) 石狩市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第1項の規定により設置するもので、次の事務を任務とする。

- ア 石狩市地域防災計画の策定及びその実施
- イ 水防計画の調査及び審議
- ウ 災害情報の収集

(2) 運 営

石狩市防災会議条例（昭和37年条例23号）及び石狩市防災会議運営規程（昭和51年9月17日防災会議議決）の定めるところによる。

(3) 石狩市防災会議組織図



2 石狩市水防本部

水防本部に関し、必要な事項は石狩市水防計画による。

3 石狩市災害対策本部

石狩市災害対策本部（以下「本部」という。）は、災害対策基本法及び石狩市災害対策本部条例（昭和37年条例第24号）に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において市防災会議と密接な連絡のもと、災害予防及び応急対策を総合的に実施する。

(1) 災害対策本部の設置

1) 本部の設置基準

本部は、震度5弱以上の地震が発生したとき又は次の各号の一に該当し、市長が必要と認めるときに設置する。

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく、暴風、暴風雪、大雨、大雪及び洪水の警報が発表され、総合的な災害対策を必要とするとき。

イ 大規模な火災、暴発、その他重大な災害が発生し、その規模及び範囲からして特に総合的な対策を必要とするとき。

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、広範囲において対策を図る必要があるとき。

エ 津波警報が発令され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

2) 災害対策本部の運営

本部の運営は、石狩市災害対策本部運営規程（昭和51年訓令第4号）の定めるところによる。

3) 設置に関する周知等

ア 本部は石狩市庁舎内に置くものとする。ただし、庁舎が被災し、使用できない場合は、本部の機能を確保できる他の庁舎に設置する。

イ 本部を設置したときは、直ちに職員全員に庁内放送、無線及び有線電話で周知するとともに石狩支庁、各関係機関等にそれぞれ適切な方法により迅速に通知する。

ウ 職員は勤務時間外に地震の発生を知ったときは、各自テレビ、ラジオ等から速やかに地震及び津波情報を収集し、本部非常配備基準に基づき参集するものとする。

4) 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したと認めるとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、本部を廃止するものとする。

本部を廃止したときは、それぞれの関係機関に通知する。

5) 各部の組織及び所掌事務

本部に部及び班を置き、部及び班の名称並びに部長及び班長に充てられる職員及び各部の所掌事務は、別表1及び別表2のとおりとする。

(2) 本部が設置されない場合の措置

助役は、次のような災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表にある者をもって情報の

収集及び今後の対応について協議をするため、警戒体制会議を招集するものとする。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水警報が発令され、局地的に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。

イ 震度4又はこれに準ずる地震が発生したとき。

ウ 津波注意報・津波警報が発令され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

エ 火災、爆発によりさらに延焼等が予測され、所要の対策が必要と認められるとき。

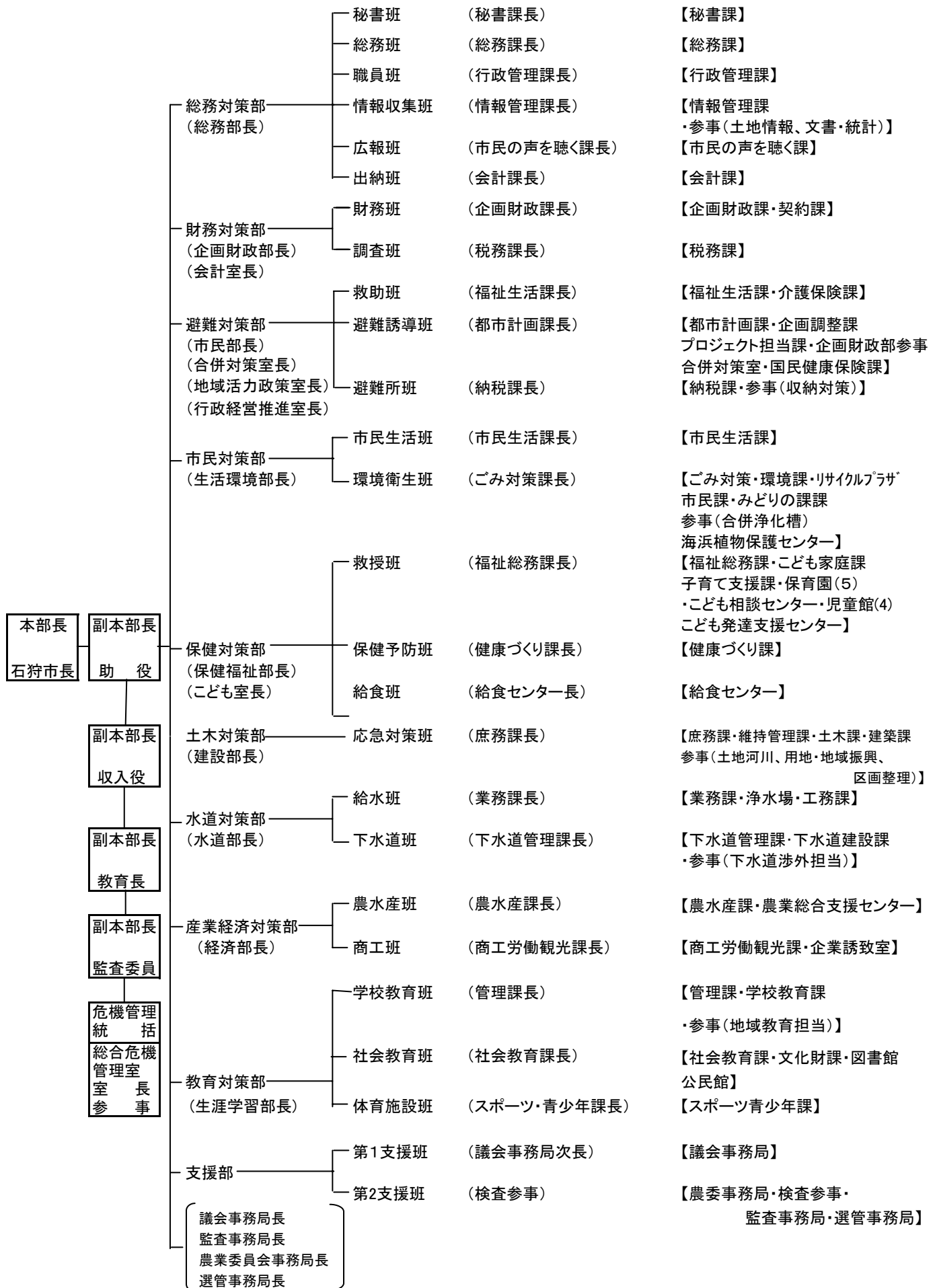
オ その他助役が必要と認めたとき。

なお、災害が発生し、又は発生するおそれが解消すると認められるとき若しくは災害対策本部が設置されたときは、本会議は解散するものとする。

別 表

総務部長、総合危機管理室長、企画財政部長、生活環境部長、保健福祉部長、建設部長、経済部長、水道部長、生涯学習部長、石狩消防署長

別表1 石狩市災害対策本部組織図



別表2 本部編成及び事務分掌

部区分 及び部長	班 区 分 班 長 (副 班 長)	係	業 務 内 容
総務対策部 総務部長	秘 書 班 秘 書 課 長	秘 書 課 職 員	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事 2 災害視察者、見舞者等の応接及び救援金品の受付に関する事。
	総 務 班 総 務 課 長	総 務 課 職 員	1 災害対策本部の設置及び廃止に関する事。 2 災害対策本部の庶務に関する事。 3 防災会議その他関係機関との連絡に関する事。 4 避難の勧告又は指示の発令に関する事。 5 庁内の非常体制に関する事。 6 自衛隊の派遣要請に関する事。 7 気象予報警報収集及び伝達に関する事。 8 応急救助及び復旧対策の調整に関する事。 9 市有財産の被害状況の把握に関する事。 10 市有財産の緊急使用に関する事。 11 災害時の車両（作業車両を除く）の確保及び配車に関する事。 12 庁舎の電力及び通信連絡機能の確保に関する事。 13 各対策部との連絡調整に関する事。 14 その他他対策部及び部内の他の班に属さない事。
	職 員 班 行 政 管 理 課 長	行 政 管 理 課 職 員	1 職員の災害動員計画に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 動員職員の出勤状況の記録に関する事。 4 災害応急対策に従事している者に対する災害用備蓄品等の貸与並びに給食及び寝具の調達供給に関する事。
	情 報 収 集 班 情 報 管 理 課 長	情 報 管 理 課 職 員 土 地 情 報 担 当 職 員 文 書 ・ 統 計 担 当 職 員	1 災害情報の収集及び伝達に関する事。 2 災害記録及び防災記録に関する事。 3 被災状況調査の取りまとめの総括及び知事への報告に関する事。 4 インターネット等による情報の収集及び伝達に関する事。
	広 報 班 市 民 の 声 を 聴 く 課 長	市 民 の 声 を 聴 く 課 職 員	1 住民に対する災害の広報に関する事。 2 報道機関との連絡及び発表に関する事。 3 災害資料及び記録写真の収集・発表・保存に関する事。 4 市民への災害復旧情報等の提供に関する事。
	出 納 班 会 計 課 長	会 計 課 職 員	1 災害に伴う金銭（見舞金の受入れを含む）の出納経理、保管に関する事。
財務対策部 企画財政部長 会計室長	財 務 班 企 画 財 政 課 長 (契 約 課 長)	企 画 財 政 課 職 員 契 約 課 職 員	1 災害対策予算措置及び経理に関する事。 2 災害対策に要する財源調達に関する事。
	調 査 班 税 務 課 長	税 務 課 職 員	1 被災地における被害の実態調査に関する事。 2 り災証明に関する事。

避難対策部 市民部長 合併対策室長 地域活力政策 室 長 行政経営推進 室 長	救 助 班 福 祉 生 活 課 長 (介護保険課長) 避 難 誘 導 班	福祉生活課職員 介護保険課職員	1 避難者の避難誘導の支援に関する事 2 独居老人、障害者等の自力避難困難者の安全確保に関する事。
	都 市 計 画 課 長 (企画調整課長) (国民健康保険課長)	都市計画課職員 企画調整課職員 地域活力政策室職員 行政経営推進室職員 協働・男女担当職員 合併対策室職員 国民健康保険課 職員	1 市民への気象情報、避難勧告等の伝達に関する事 2 被災者の避難場所への誘導に関する事。 3 被災者の移送に関する事。 4 避難所への救援物資の輸送に関する事。
	避 難 所 班 納 税 課 長	納 税 課 職 員 収納対策担当職員	1 避難場所の開設及び管理運営の総括に関する事。 2 避難場所の記録(避難者名簿等)及び報告に関する事。
市民対策部 生活環境部長	市 民 生 活 班 市 民 生 活 課 長	市民生活課職員	1 災害に係る相談、苦情等に関する事。 2 被災者からの陳情等の処理に関する事。 3 住民組織等(町内会、自主防災組織等)との連絡調整に関する事。 4 緊急生活相談に関する事。 5 被災地の交通対策に関する事。
	環 境 衛 生 班 ご み 対 策 課 長 (環境課長) (市民課長) (リサイクルプラザ 所長) (みどりの課長) (海浜植物保護 センター所長)	ごみ対策課職員 環境課職員 市民課職員 リサイクルプラザ職員 みどりの課職員 海浜植物保護セ ンター職員 合併浄化槽担当 職員	1 災害時の廃棄物及び汚物処理に関する事 2 衛生関係機関との作業調整等に関する事。 3 死体の処理及び埋葬に関する事。 4 被災地における環境保全及び公害対策に関する事。 5 収容避難所における仮設トイレの設置に関する事。 6 林野火災に関する事。 7 公園の被害調査及び防災措置に関する事。 8 公園の保護及び応急対策に関する事。 9 公園の災害復旧に関する事。
保健対策部 保健福祉部長 子ども室長	救 援 班 福 祉 総 務 課 長 (子育て支援課長) (子ども家庭課長)	福祉総務課職員 子育て支援課職員 子ども家庭課職員 子ども相談センター 職員 子ども発達支援セン ター職員 保育園(5) 児童館(4)	1 被災者の生活保護に関する事。 2 社会福祉施設の被害調査に関する事。 3 保育園施設の被害調査に関する事。 4 日本赤十字社に対する協力要請及び連絡調整に関する事。 5 災害における行方不明者の捜索に関する事。 6 被災者に対する災害弔慰金、見舞金等に関する事。 7 救援物資の保管・仕分けに関する事 8 義援金等の配分に関する事。 9 防災ボランティアの受け入れ及び調整に関する事。

保健対策部 保健福祉部長	保健予防班 健康づくり課長	健康づくり課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する保健指導及び栄養指導に関すること。 2 感染症の予防に関すること。 3 防疫に関すること。 4 医薬品及び医療機器の確保に関すること。 5 石狩保健福祉事務所保健福祉部（江別保健所）との連絡調整に関すること。 6 石狩医師会及び歯科医師会との連絡調整に関すること。 7 病院施設の被害調査に関すること。 8 救急医療及び助産に関すること。 9 応急救護所の開設及び管理に関すること。 10 医療機関受診者等の負傷者の把握に関すること。
	給食班 給食センター長	給食センター職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者、救援活動協力者、職員の食糧供給に関すること。 2 被災者への炊き出しに関すること。 3 給食施設の応急利用に関すること。
土木対策部 建設部長	応急対策班 庶務課長 (維持管理課長) (土木課長) (建築課長)	庶務課職員 維持管理課職員 土木課職員 建築課職員 用地地域振興担当職員 土地河川担当職員 区画整理担当職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の通行禁止及び制限の措置に関すること。 2 道路、橋梁、河川等の被害調査及び防災措置に関すること。 3 道路、橋梁、河川等の保護及び応急対策に関すること。 4 道路、橋梁、河川等の災害復旧に関すること。 5 応急作業車用車両等の確保・調達に関すること。 6 障害物の除去に関すること。 7 市街地等の浸水防止対策に関すること。 8 危険水防区域の警戒巡視に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設に関すること。 10 住宅の応急修理に関すること。 11 市営住宅の被害調査及び応急対策等に関すること。 12 災害時の輸送の総括に関すること。 13 災害時の建築、土木建設用資材等の輸送計画の策定及び実施に関すること。 14 災害時の建築、土木建設用資材及び輸送車両の調達及びあっせん依頼に関すること。
水道対策部 水道部長	給水班 業務課長 (浄水場長) (工務課長)	業務課職員 浄水場職員 工務課職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における飲料水の供給に関すること。 2 応急給水に関すること。 3 上水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 4 上水道施設の災害復旧に関すること。 5 水源地の確保、管理及び水質保全に関すること。

	下水道班 下水道管理課長 (下水道建設課長)	下水道管理職員 下水道建設課職員 下水道渉外担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 2 下水道施設の災害復旧に関すること。
産業経済 対策部 経済部長 企業誘致室長	農水産班 農水産課長	農水産課職員 農業総合支援室 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 農水産関係の被害調査に関すること。 2 被災農漁業者の援護に関すること。 3 農漁業被害に関する応急対策及び災害復旧に関すること。 4 農漁業災害補償及び農業関係資金の融資に関すること。 5 被災地の家畜の防疫及び飼料の確保に関すること。 6 死亡獣畜の処理に関すること。 7 農林水産関係機関との連絡調整に関すること。
	商工班 商工労働観光課長	商工労働観光課 職員 企業誘致室職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業者の援護対策に関すること。 2 商工業者の被害調査及び報告に関すること。 3 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。 4 災害時の消費物資の確保及び物価の安定に関すること。 5 観光施設の被害調査及び報告に関すること。 6 災害時における商工業観光機関との連絡調整に関すること。
教育対策部 生涯学習部長	学校教育班 管理課長 (学校教育課長)	管理課職員 学校教育課職員 地域教育推進室 職員	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育施設の被害調査及び応急措置に関すること。 2 学校教育施設の災害復旧に関すること。 3 学用品等の配給に関すること。 4 被災児童、生徒の応急教育対策に関すること。 5 幼稚園及び小中学校生徒の避難計画並びに実施に関すること。 6 幼稚園及び小中学校との連絡調整に関すること。 7 幼稚園及び小中学校生徒保護者との連絡調整に関すること。 8 学校教育施設の応急利用に関すること。 9 被災児童、生徒の安全確保、応急救護及び被災状況の調査に関すること。 10 教職員の動員に関すること。

教育対策部 生涯学習部 長	社会教育班 社会教育課長 (図書館長) (文化財課長) (公民館長)	社会教育課職員 図書館職員 文化財課職員 公民館係職員	1 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 文化財の保護及び応急対策に関すること。 3 社会教育施設の災害復旧に関すること。 4 社会教育施設の応急利用に関すること。
	体育施設班 スポーツ課長	スポーツ青少年 課職員	1 体育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 体育施設の災害復旧に関すること。 3 体育施設の応急利用に関すること。
支援部 議会事務局 長 監査委員事 務局長 選挙管理委 員会事務局 長 農業委員会 事務局長	第1支援班 議会事務局次長 (選管事務局次長) 第2支援班 検査参事(総括・建 築担当) (検査参事(土木)) (監査事務局次長) (農業委員会事務局 次長)	議会事務局職員 選管事務局職員 監査事務局職員 農業委員会事務 局職員 B&G海洋センター職 員	1 支援部内での連絡調整に関すること。 2 議長、副議長及び各会派への連絡に関すること。 3 緊急会議(本会議、委員会)の開催に関すること。 4 緊急応援に関すること。

第2節 本部以外の防災関係機関の協力

災害時における応急対策活動には本部長指揮下の市の職員が当たるものであるが、人員、資材等の不足その他の理由により必要があるときは、本部長は、本計画の定めるところにより、自衛隊、警察、その他の防災会議構成機関、石狩市建設事業協会、住民組織等に協力を要請して、応急対策活動に万全を期するものとする。

1 警察に対する協力要請

- (1) 主として次の事項につき協力を要請する。
 - ア 災害情報の収集
 - イ 被害者の救出、負傷者及び疾病にかかった者の応急的救護及び死体の捜索、収容等
- (2) 警察に対する協力要請は、札幌方面北警察署長を経て北海道警察本部長に対して行うものとする。

2 自衛隊に対する派遣要請

災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合に、知事に対し、自衛隊法第83条の規程により自衛隊の災害派遣要請を依頼するものとし、派遣の要領等は、本編第6章第19節「自衛隊災害派遣要請計画」による。

3 石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・石狩消防団に対する協力要請

石狩北部地区消防事務組合石狩消防署・消防団（以下本計画において「石狩消防署」という。）の災害時における活動については、消防計画及び水防計画によりその実施にあたるものであるが、石狩消防署に対する協力要請は、石狩北部地区消防事務組合管理者を介し行うものとする。

4 その他の防災会議構成機関に対する協力要請

主として消防、水防、防疫、その他の応急活動に必要な技術、労力又は資材の提供につき協力を要請するものとする。

5 住民組織等との連携

災害対策本部の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合は、赤十字奉仕団、地区民生委員、町内会等の組織に要請する。

- (1) 協力の要請

災害の程度により各部が住民組織等の協力を必要とするときは次の事項を示し、対策本部を通じ要請するものとする。

 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 作業の内容
 - ウ 所要人員
 - エ 応援を要請する期間
 - オ 集合並びに従事場所

(2) 活動内容

活動内容は次のとおりとし、作業の種別により団体の性格及び目的を考慮して、適宜協力を求める。ただし、作業は原則として各団体の地区内とする。

- ア 地区内の被害状況調査
- イ 災害時要援護者（災害弱者）の安否確認
- ウ 避難所での奉仕（避難所に収容された被災者の世話などにあたる。）
- エ 被災者のための炊き出し
- オ 救援物資の整理及び輸送並びに配分
- カ 被災者への飲料水の供給
- キ 被災者への医療、助産への協力
- ク 防疫、清掃奉仕
- ケ その他災害応急措置の応援

6 防災ボランティアとの連携

阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが避難所での炊き出し、物資の仕分け、配布など救援活動に駆けつけ、その活動は被災者の心身及び生活の安定、再建などに大きな力を発揮した。

本市では、災害時にボランティアが活動しやすい環境の整備を進めるとともに、ボランティアと行政との間の信頼関係を確立し、連携協力の体制づくりを推進する。

(1) ボランティアの活動分野

ボランティアの活動は、被災者の安否確認、避難者の生活支援、医療・看護活動、高齢者等の介護など広い範囲におよび、専門的な知識や技術、経験などが必要となる分野もあることから、その受け入れにあたってはボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

なお、災害時のボランティアは「専門的ボランティア」と「一般的ボランティア」に区分する。

項目	専門的ボランティア	一般ボランティア
ボランティアの活動分野	1 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健士等の医療関係従事者 2 建築物の応急危険度判定士 3 通訳（外国語、手話）、翻訳 4 被災者への心理治療 5 高齢者、障害者等の看護 6 アマチュア無線技師等 7 その他専門的知識・技能を要する活動等	1 避難所の運営への協力 2 炊き出し、食料等の配布 3 救援物資や義援品の仕分け・配給 4 高齢者、障害者等要支援者の介護 5 清掃及び防疫 6 安否確認、生活情報の収集・伝達 7 その他災害応急対策事務の補助並びに被災地における係作業

(2) 防災ボランティアの受け入れ

市は、石狩市社会福祉協議会及び関係機関と連携し、震災発生後ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に対応するため、総合保健福祉センターりんくるにボランティアの対応窓口を設置する。

ボランティアの受付は、石狩市ボランティアセンター（石狩市社会福祉協議会内）で行うこととし、石狩市社会福祉協議会が定める「ボランティア受付カード」により受け付けることとする。

(3) ボランティアが活動しやすい環境の確保

市は、ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、的確な情報及び活動場所を提供する。

(ア) ボランティア需要の把握及びボランティアへの情報提供

保健対策部長は、市災害対策本部が行う応急活動でボランティアの協力を必要とする業務や被災者からのニーズ等を把握し、被災地の状況等とあわせて的確な情報を提供する。

(イ) 活動拠点の提供

保健対策部長は、ボランティアから活動拠点に関する要望があったときは、速やかに本市公共施設等からあらかじめ定めた施設をボランティア活動拠点として提供するとともに、本市及びボランティア双方の活動が円滑に実施されるよう調整する。

(ウ) ボランティア活動保険

災害発生後、市民がボランティアとして災害拠点等で安心して、炊き出し、物資の仕分け、災害援護活動を行なうためには、事故が発生した場合の保障制度が必要である。

このため、石狩市社会福祉協議会は、ボランティアに対しボランティア活動保険の加入を勧めるとともにその受付を行うこととする。

ボランティアの活動拠点

項目	内容・条件等	対象施設
ボランティア活動拠点	1 ボランティアがミーティングや作業等に自由に活用する場所 2 ボランティア希望者の受付、被災者からのニーズ等とのコーディネートも活動拠点でボランティアが主体となって行う。 3 活動への支援として、電話、ファックス等の通信機器、コピー機、事務用品を貸し出す。	公民館